

公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みの 〈制度設計骨子案〉について

公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本とし、地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立するとされています。

つきましては、地方六団体として制度設計骨子案を別紙のとおりとりまとめましたので、下記の趣旨をご理解いただき、この骨子案を十分踏まえて制度設計を行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、地方自治体はその自立と責任のもとに担うべく、地方が共同して主体的・自律的に運営する新たな組織を設置し、地方自治体の必要とする長期・低利の資金ニーズに的確に対応する仕組みを構築すること。
- 2 新組織は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるように、全地方自治体のための地方共同法人として、特別法に基づき設立すること。
- 3 新組織が市場の信認を得て、低利の資金を安定的に調達する仕組みを構築するため、地方自治体の負担により形成された現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）の全額を承継すること。

平成18年10月31日

地方六団体

全国知事会会長	麻生 渡
全国都道府県議会議長会会長	山口 武平
全国市長会会長	山出 保
全国市議会議長会会長	国松 誠
全国町村会会長	山本 文男
全国町村議会議長会会長	川股 博

(別紙)

公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについて 〈 制度設計骨子案 〉

地方六団体

基本的な考え方

地方債市場をとりまく環境が大きく変化するなど、地方自治体が一層の自立を求められる時代にあつて、住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保するため、個々の地方自治体による市場からの資金調達を補完する仕組みは一層重要となる。

このため、これまで政府資金や国の機関である公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）が担ってきたこうした機能を、「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿つて、地方自治体はその自立と責任のもとに担うべく、地方が共同して主体的、自律的に運営する新たな組織を設置し、地方自治体の必要とする長期・低利の資金ニーズに的確に対応する仕組みを構築するものである。

以下、制度設計の骨子を示す。

1 法人形態

- ・ 新組織は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるように、全地方自治体のための地方共同法人として、特別法に基づき設立する。
- ・ 新組織は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織がそれぞれ推薦する者が発起人となつて設立する。

2 名 称

新組織の名称は、地方自治体金融機構（仮称）（以下「機構」という。）とする。

3 機構の機能、役割

機構は、個々の地方自治体が市場で調達困難な長期・低利の資金の提供及び個々の調達に比して有利な資金の提供等の機能を担う。

また、資金調達力の弱い地方自治体の資金調達の円滑化や、各地方自治体の資金調達手段の多様化等にも資するものとする。

4 出資その他の財務基盤

機構が全地方自治体のための資金調達機関として、市場の信認を得て、低利の資金を安定的に調達するためには、確固たる財務基盤を確立する必要がある。

(1) 出資金

① 出資者

地方が主体的かつ責任を持って設立・運営することを明確にするため、全地方自治体が出資する。

② 出資金（出資総額）

組織の運営基盤、市場からの信認を確保するために必要な額とする。（現行の166億円を目途としつつ、現下の厳しい地方財政状況も踏まえ、具体的な出資額については引き続き地方六団体において検討し、合意を得た額とする。）

(2) 財務基盤

機構が全地方自治体のための組織として、その機能を十分に果たしていくため、地方自治体の負担により形成された現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）の全額を承継する。

また、機構が持続的、安定的に市場から資金調達を行い、地方自治体に長期・低利の資金を供給していくことを、引き続き可能とするための仕組みを設けることとする。

(3) 税制上の措置

機構は、専ら地方自治体のための資金調達等を行っていく組織であることから、法人税等の非課税対象とする。

5 組織構成等

(1) 組織構成

組織構成（役員、合議制の機関等）は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるようにする。

① 代表者委員会

- ・ 都道府県、市町村を代表するものとして、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が各1名選任（委員長は委員の互選）する。
- ・ 決定事項：定款、業務規程、事業計画、予算・決算、役員選任、その他

- ② 役員（理事長・理事）
- ・ 理事長：新しい組織の執行部門の責任者（法人の代表）とする。
代表者委員会が選任する。
 - ・ 理事：若干名
理事長が選任し、代表者委員会が承認する。
- ③ 職員
- ・ 市場の動向や地方自治体のニーズに的確に対応する必要があることから、金融や地方財政の専門知識を持つ者などから構成する。
 - ・ 地方自治体からの職員派遣をはじめ、円滑な移行・業務遂行の観点から所要の職員を適切に確保する。
- ④ 監事
- ・ 機構の業務を監査する。
 - ・ 代表者委員会が選任する。
- ⑤ 会計監査人（仮称）
- ・ 監事監査に加え、会計監査人（仮称）（公認会計士又は監査法人）の監査を実施する。
 - ・ 代表者委員会が選任する。
- ⑥ 経営規律委員会（仮称）
- ・ 外部有識者により構成する。
 - ・ 機構の事業計画、予算等、経営の重要事項について審議するとともに、その他機構の経営の健全性を確保するために必要な事項について、代表者委員会又は理事長に意見することができる。
 - ・ 地方六団体が選任する。

(2) 組織の効率性・透明性、経営規律の確保

- ・ 機構は、事務の効率化等を図り、簡素な組織とする。
- ・ 機構においては、監事の業務監査に加え、適切な会計基準に基づく経営情報の開示や監査法人による監査等を行う。（上記（１）の⑤）
- ・ 地方自治体が機構の運営主体であり、かつ資金の借り手ともなることに伴うモラルハザード等の懸念が十分払拭されるよう、外部有識者によるチェック機関（上記（１）の⑥）等の仕組みにより、経営規律の確保を図る。

(3) 国の関与

地方が主体的かつ責任を持って設立・運営する組織として、国の関与は法制度の整備に伴う必要最小限のものに限定する。

6 業務内容等

個々の地方自治体が調達困難な長期・低利の資金の提供を主たる業務とする。

(1) 貸付対象団体

全地方自治体

(2) 貸付対象事業

住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保するため、個々の地方自治体による市場からの資金調達を補完するという基本的な考え方に立って、貸付対象分野は地方自治体のニーズを踏まえ、機構において決定する。

(3) 資金調達の手法

- ・ 債券発行による資金調達を基本としつつ、金融市場、金融技術を活用した多様な資金調達を行うことにより、より長期・低利の資金を安定的に供給する。
- ・ 機構の債券の市場消化が円滑に行われるよう銀行等引受けを可能とするなどの所要の措置を講ずる。

(4) 貸付金利

現在の利下げの仕組みは継続し、利下げ幅は、経営状況等を勘案し、機構において決定する。

(5) 地方債計画への位置づけ等

- ・ 機構の貸付については、地方債協議制度の下で同意・許可のある地方債を対象とし、公的資金として地方債計画に位置づける。
- ・ 機構の貸付規模については、地方債計画との適切な調整を図りつつ、地方自治体の要望等を踏まえ、機構において決定するものとする。

(6) 地方自治体の資金調達に係る環境整備等

- ・ 機構は、新たな地方のニーズ等を踏まえた個々の地方自治体の資金調達の環境整備について検討し、実施する。

- ・ 機構は、資金調達力の弱い地方自治体の資金調達に配慮するものとする。
- ・ 機構は、モラルハザードを惹起しないよう地方自治体の財政規律を考慮した貸付を行う。

7 信用補完措置等

(1) 地方による信用補完措置

市場の信認を得て、低利での資金調達を可能とするためには、十分な財務基盤の確保に加え、地方による信用補完措置の構築が極めて重要である。このため、以下のような措置を講ずることとし、さらに幅広い観点から検討を深めることが必要である。

- ① 公庫から承継した財務基盤等を活用し、流動性補完措置（※1）を講ずることとする。
- ② 全地方自治体のために地方自ら設立する地方共同法人であることを踏まえ、機構の経営について地方自治体が共同して責任を負うものとする。
- ③ 必要な場合には地方自治体が機構の発行債券に保証を行うことができるよう法的手当を行う（※2）こととし、そのあり方・仕組みについては、市場の評価等も踏まえつつ検討する。

※1 流動性補完措置：債券の元利払いが期日どおり行われること（タイムリーペイメント）を担保するために、支払いに備えて一定の流動性資産を常時確保する等の措置

※2 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条により、政府・地方自治体は、法人の債務を保証することを一般的に禁止されている。このため、必要な場合には地方自治体が機構に保証ができるようにしておくには、制限を解除するための手当が必要である。

(2) 政府保証等

- ① 政府保証債について
 - ・ 過去の政府保証債については、機構移行後も政府保証を継続する。
 - ・ 政府保証について、所要の経過措置を講ずる。
- ② 機構は、地方の長期・低利の資金確保に資するため、公庫と同様の機能を果たし続ける必要があるため、公庫から承継する既往の資産・負債と、機構の新たな貸付・資金調達に係る資産・負債は一体的に管理する。

公庫及び機構貸付対象事業の推移

○ 公営企業金融公庫設立時(昭和32年6月1日) 貸付対象 9事業

- ・水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ・港湾整備事業
- ・病院事業
- ・市場事業
- ・と畜事業
- ・観光施設事業

○ 昭和34年度 1事業追加

- + 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地及び住宅用地の造成事業その他土地区画整備事業として行われる宅地造成事業

○ 昭和35年度 2事業追加

- + 工業用水事業
- + 公共下水道事業及び流域下水道事業

○ 昭和42年度 2事業追加

- + 有料道路事業
- + 駐車場事業

○ 昭和46年度 1事業追加

- + 市街地再開発事業

○ 昭和47年度 2公社貸付開始

- + 地方道路公社
- + 土地開発公社

<昭和50年度から昭和53年度 公庫改組問題>

○ 昭和52年度 2事業追加

- + 公営住宅事業
- + 産業廃棄物処理事業

○ 昭和53年度 3事業追加

- + 臨時地方道整備事業
- + 臨時河川等整備事業
- + 臨時高等学校整備事業

普通会計債

○ 地方公営企業等金融機構承継時(平成18年10月) 3事業及び2公社貸付縮減

- 有料道路事業
- 宅地造成事業
- 市街地再開発事業
- 道路公社
- 土地開発公社

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（抄）

（平成17年6月21日）

第1章 日本経済の現状と今後の課題

2. 「基本方針2005」の課題

① 「小さくて効率的な政府」への取組

「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものにするために、これまで取り組んできた“官から民へ”“国から地方へ”の改革を徹底し、次の3つの流れを変える取組を行う。また、財政構造改革により、資金の流れを“官から民へ”変える。

第1は、資金の流れを変えることである。郵政民営化、政策金融改革を着実に進め、あわせて、政府の“バランスシートの総点検”（政府の資産・債務管理の強化）を行うことで、資金の流れを官から民に大きく変える。

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

2. 仕事の流れを変える

（1）国から地方への改革

①平成18年度から実施する地方債の協議制度の円滑な移行を図り、地方債の信用維持のため財政状況の悪化している地方公共団体に対して早期是正のための措置を講じつつ、地方の自主性・自己責任の強化を図る。その際、その趣旨を踏まえつつ、小規模団体等の資金確保に配慮する。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。

郵政民営化法（抄）

（平成17年10月21日法律第97号）

（地方公共団体への配慮）

第八十二条 国は、郵政民営化に伴い借入れ又は地方債の発行による地方公共団体の資金の調達に支障を生ずることのないよう適切な配慮をするものとする。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(公営企業金融公庫の在り方)

第七条 公営企業金融公庫は、平成二十年度において、廃止するものとし、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとする。

(財政融資資金特別会計に係る見直し)

第三十八条 財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を経理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

2 財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第七条第一項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。

地方公営企業等金融機構法

(業務の重点化等)

第三十条 第二十八条第二項第六号の政令で定める事業については、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものであることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第三十八条第二項の規定による財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。

I 地方公営企業等金融機構の概要について

—地方公営企業等金融機構の概要—

■ 根 拠 法

- ・ 地方公営企業等金融機構法

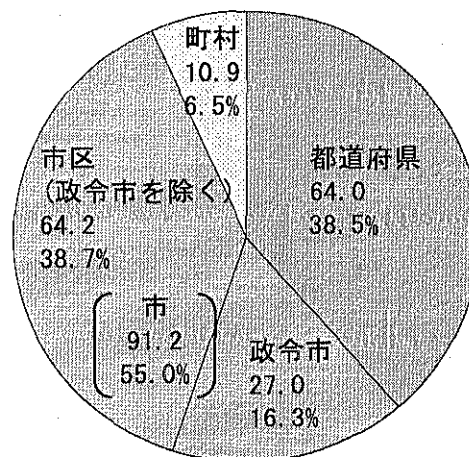
■ 目 的

- ・ 地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通
- ・ 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を実施
→地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与

■ 出 資 金

- ・ 総 額 166億円
- ・ 出資者 全地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)

地方公共団体別出資額及び割合(単位:億円)



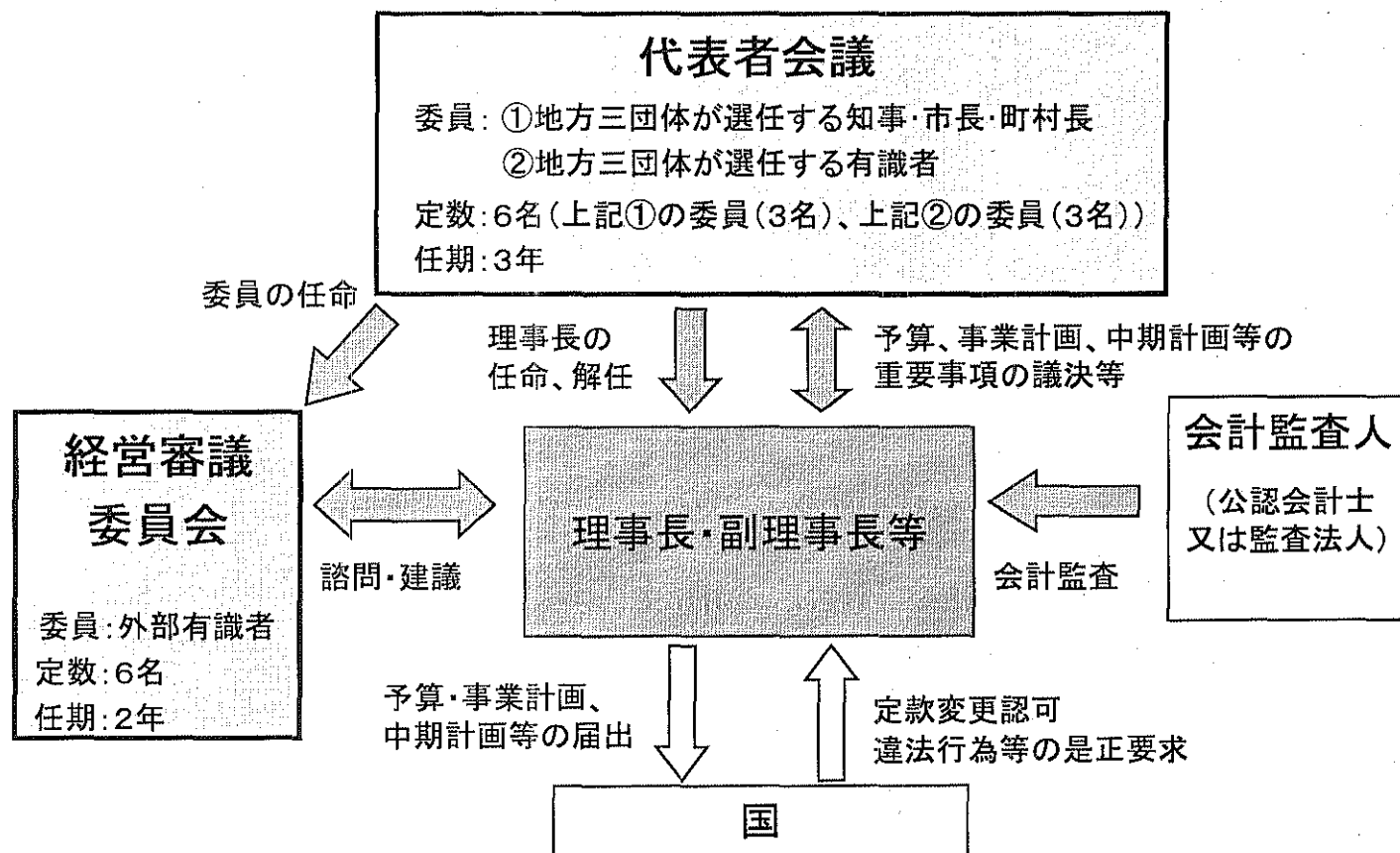
■ 理 事 長

- ・ 渡邊 雄司

※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なります。

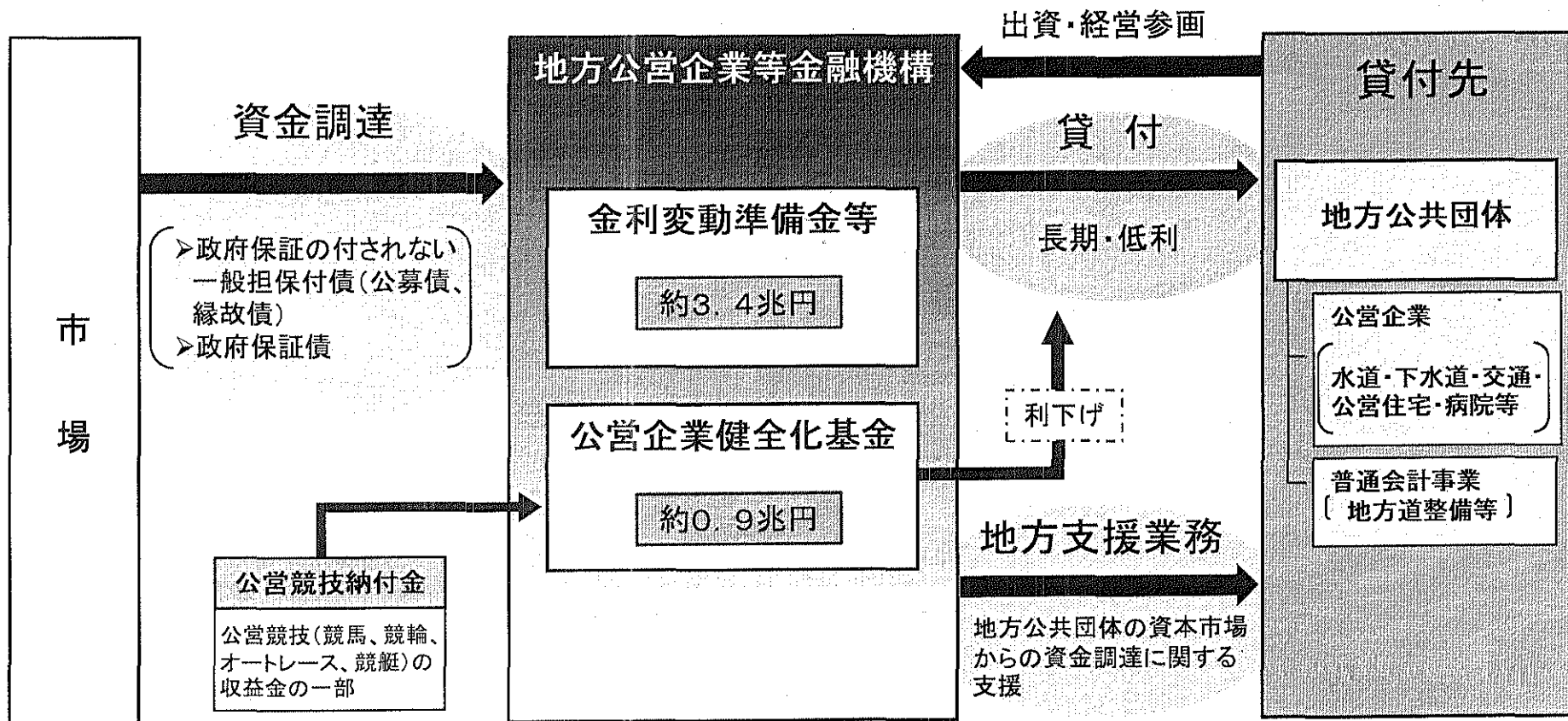
II 機構のガバナンスの仕組みについて —ガバナンスの全体像—

- 地方公共団体や外部からの監視により、責任あるガバナンスを確保



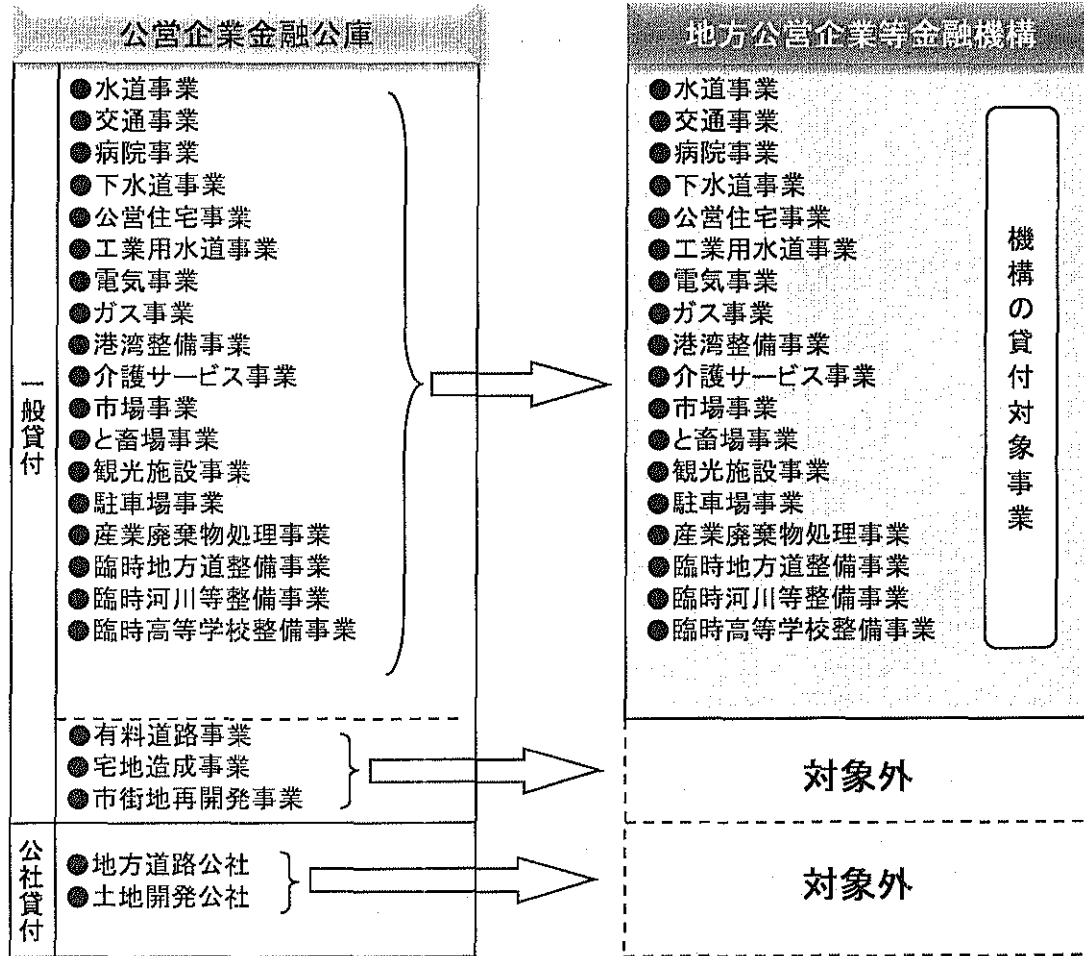
Ⅲ 機構の業務について — 基本的な仕組み —

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



Ⅲ 機構の業務について －貸付業務(貸付対象)－

● 貸付対象を重点化。貸付先は全て地方公共団体で同意債(許可債)のみ



IV 機構の財務状況について

— 財務基盤 —

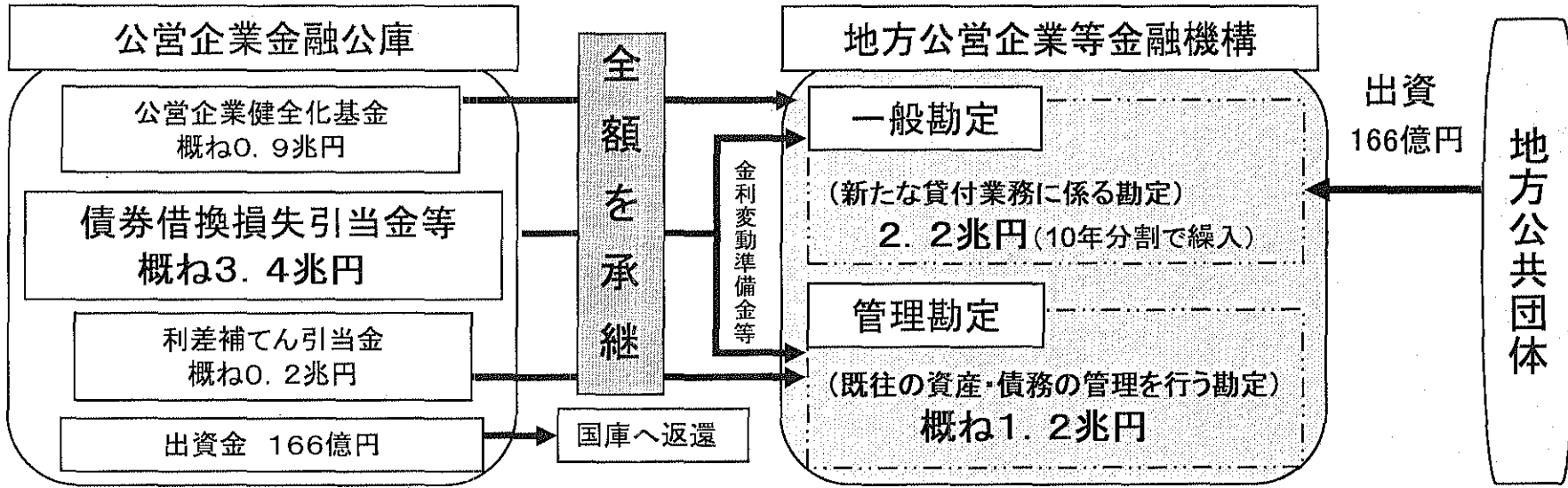
公営公庫から承継した金利変動準備金等概ね3.4兆円をはじめとする良好な財務基盤を有し、これら厚い実質的な自己資本等により安定的な収支構造を確保

金利変動準備金等

- 公庫の債券借換損失引当金等(約3.4兆円)を全額承継し、金利変動準備金等として積み立てることにより、金利変動リスクに対応し、円滑な業務運営を行うための十分な財務基盤を確保

公営企業健全化基金

- 公営競技の収益金を原資とする公営企業健全化基金を全額(約0.9兆円)承継し、運用益等を用いて貸付利率を軽減



※ 公営公庫から承継した既往の貸付債権及び発行債券は、管理勘定において管理



V 機構の業務について

— 資金調達業務 —

- 債券発行を中心に市場から資金調達
- 政府保証の付されない一般担保付債である公募債及び私募債(縁故債)と政府保証債を発行

地方公営企業等金融機構

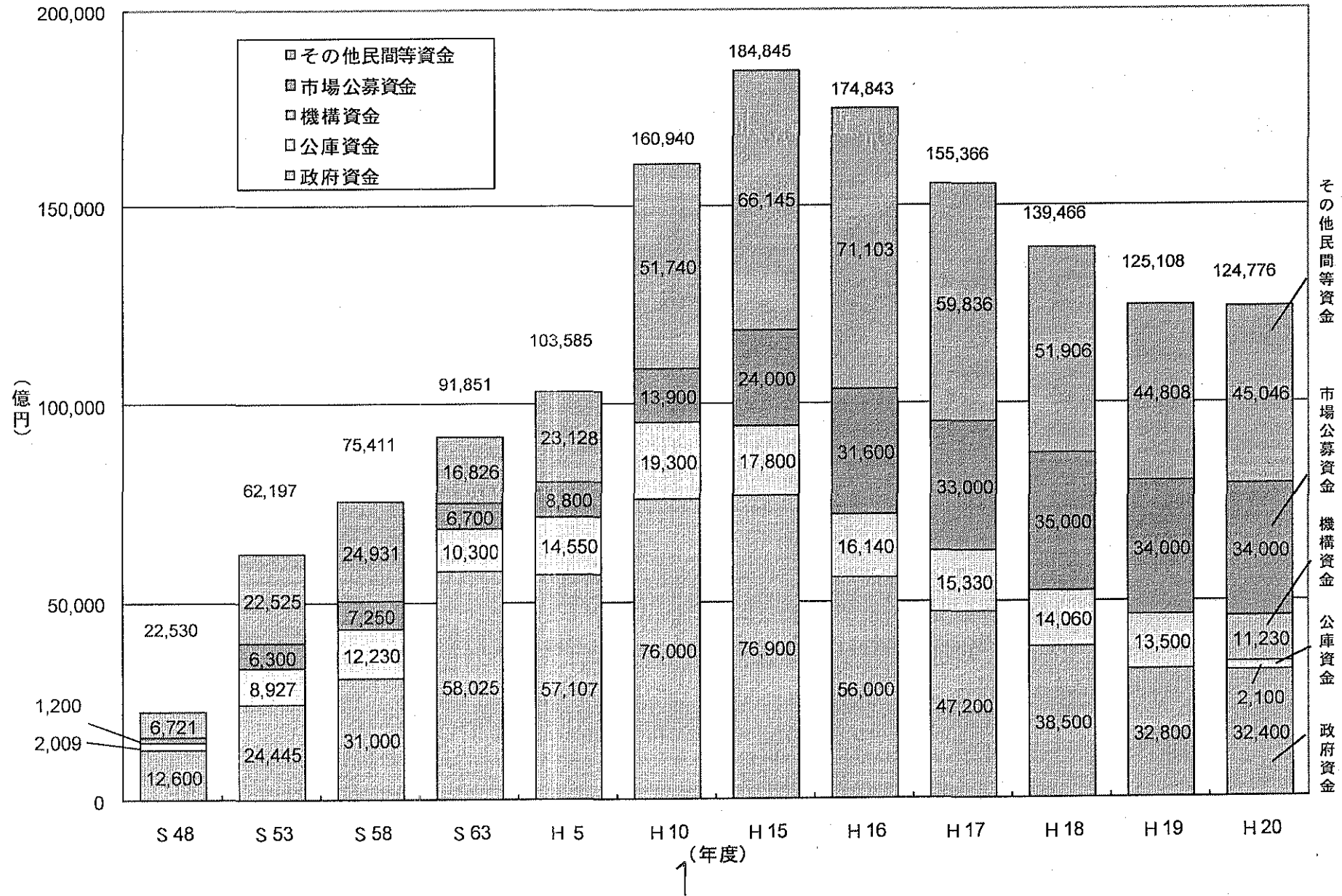
政府保証の付されない 一般担保付債

- 公募債、私募債(縁故債)を発行

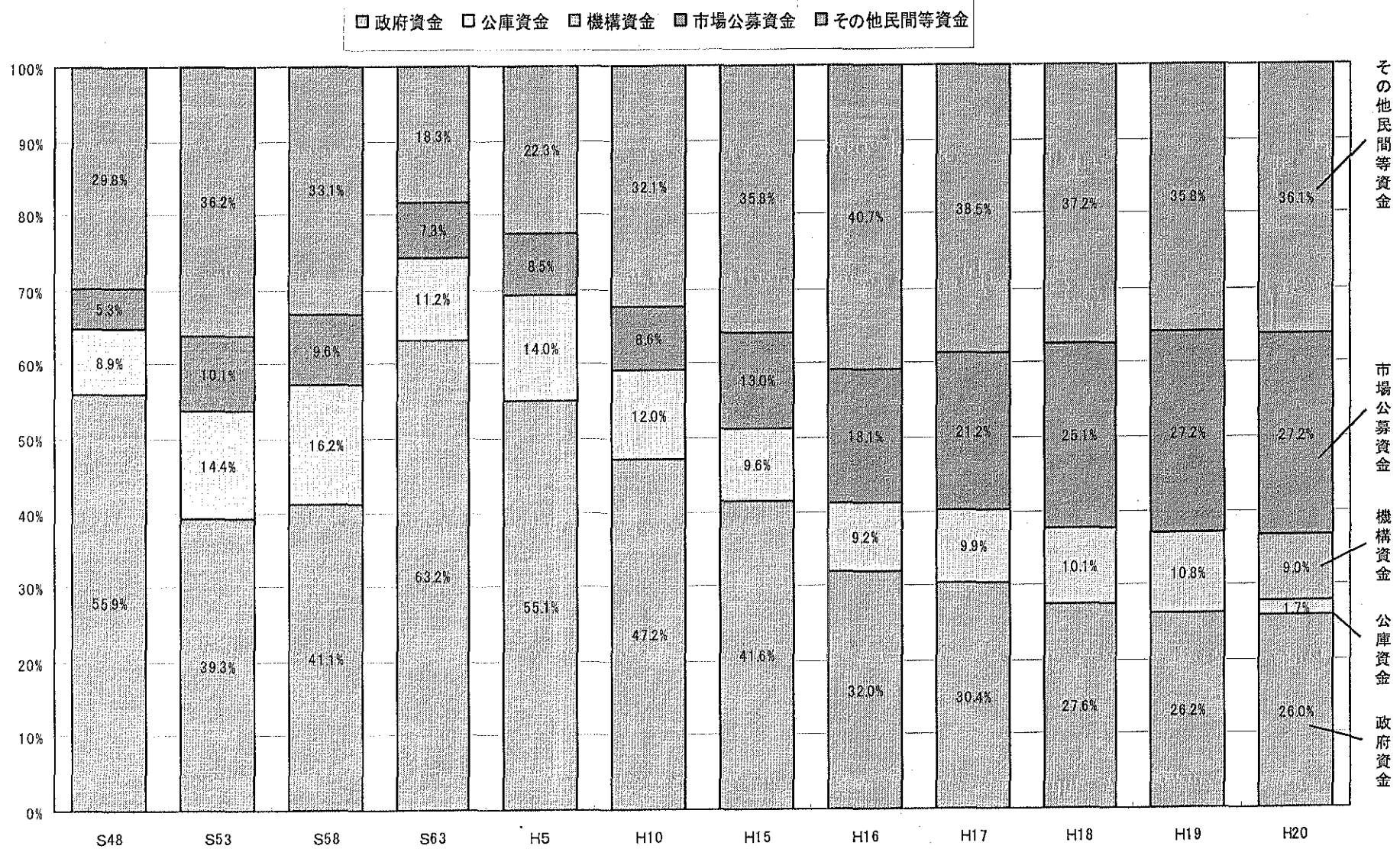
政府保証債

- 既発の政府保証債の借換えについて引き続き政府保証債を発行

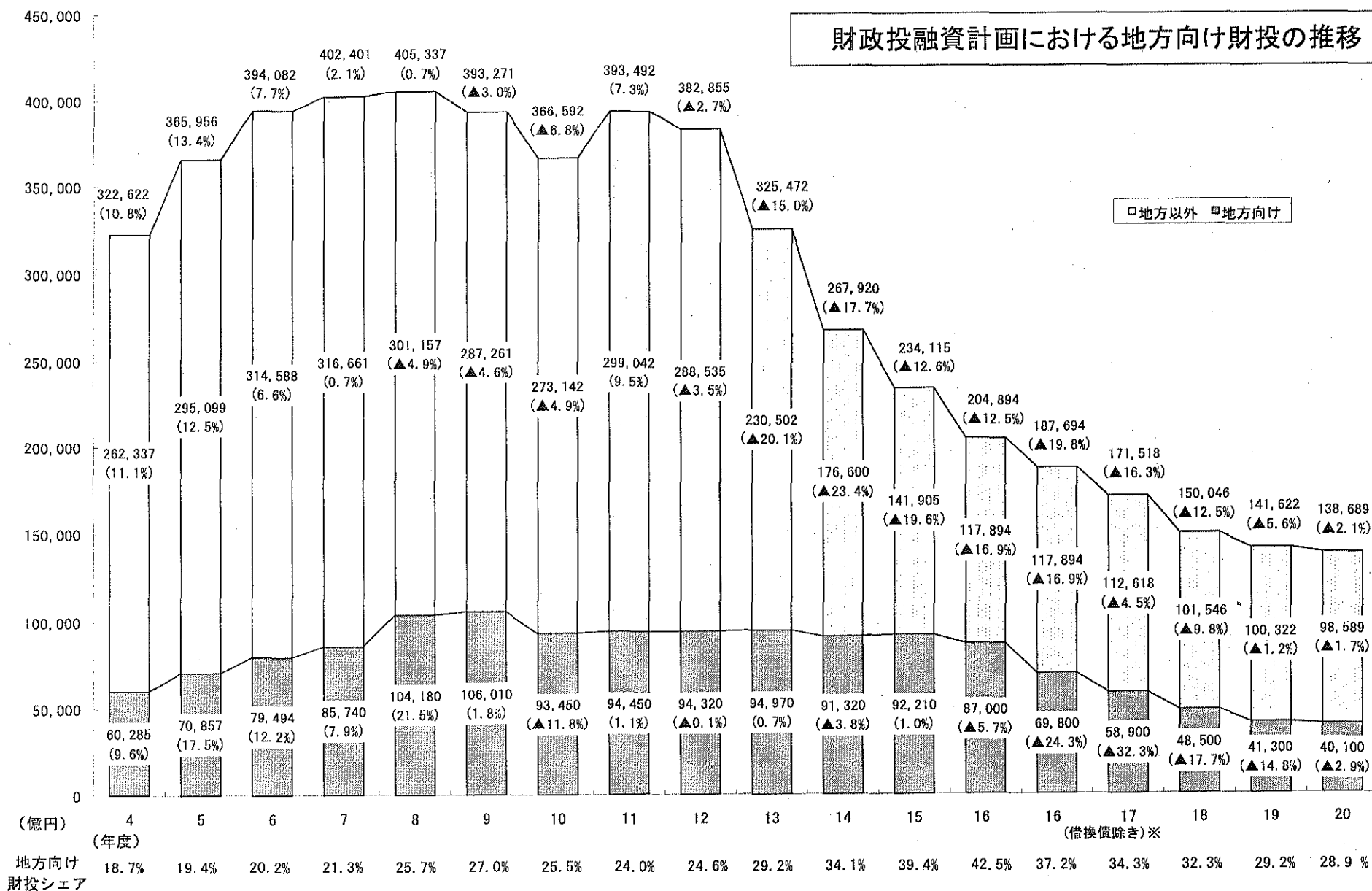
地方債計画額（当初）の推移（資金別）



地方債計画（当初）における資金別構成比の推移

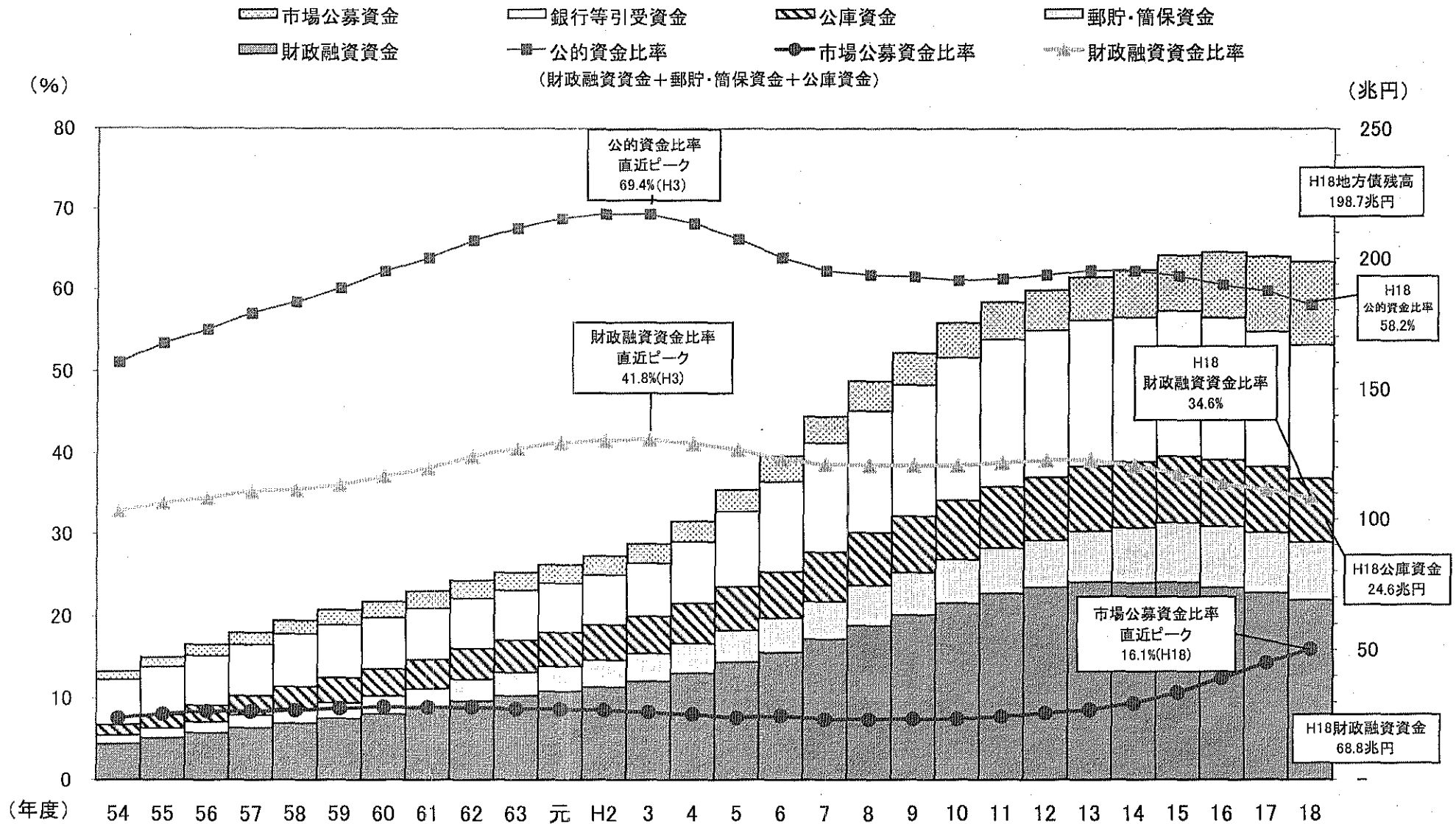


財政投融资計画における地方向け財投の推移



※ 平成16年度計画額から平成7、8年度減税補てん債の借換分（17,200億円）を除いた額（なお、平成17年度伸率は、平成16年度計画額との対比である。）

地方公共団体向け財政融資残高と地方債残高の推移



全国型市場公募債の発行の推移

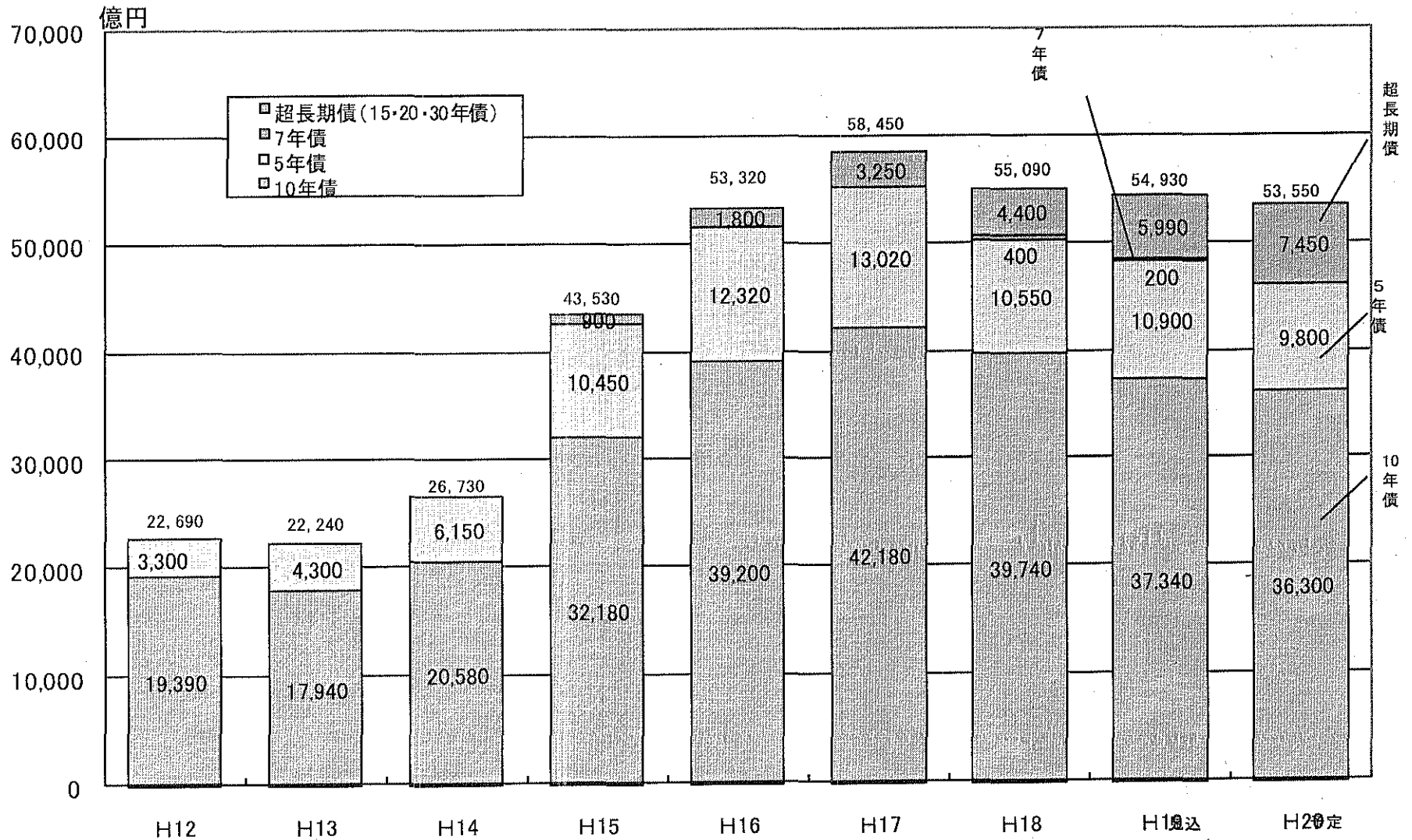
(単位:億円)

区分	平成9年度		平成13年度		平成20年度	
	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額
10年債	28	18,510	28	17,940	37	25,750
5年債、7年債			15	4,300	26	11,400
20年債					19	6,200
30年債					10	1,350
共同発行					30	12,300
合計	28	18,510	28	22,240	44	57,000

※外債を除く。

【発行団体】 北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

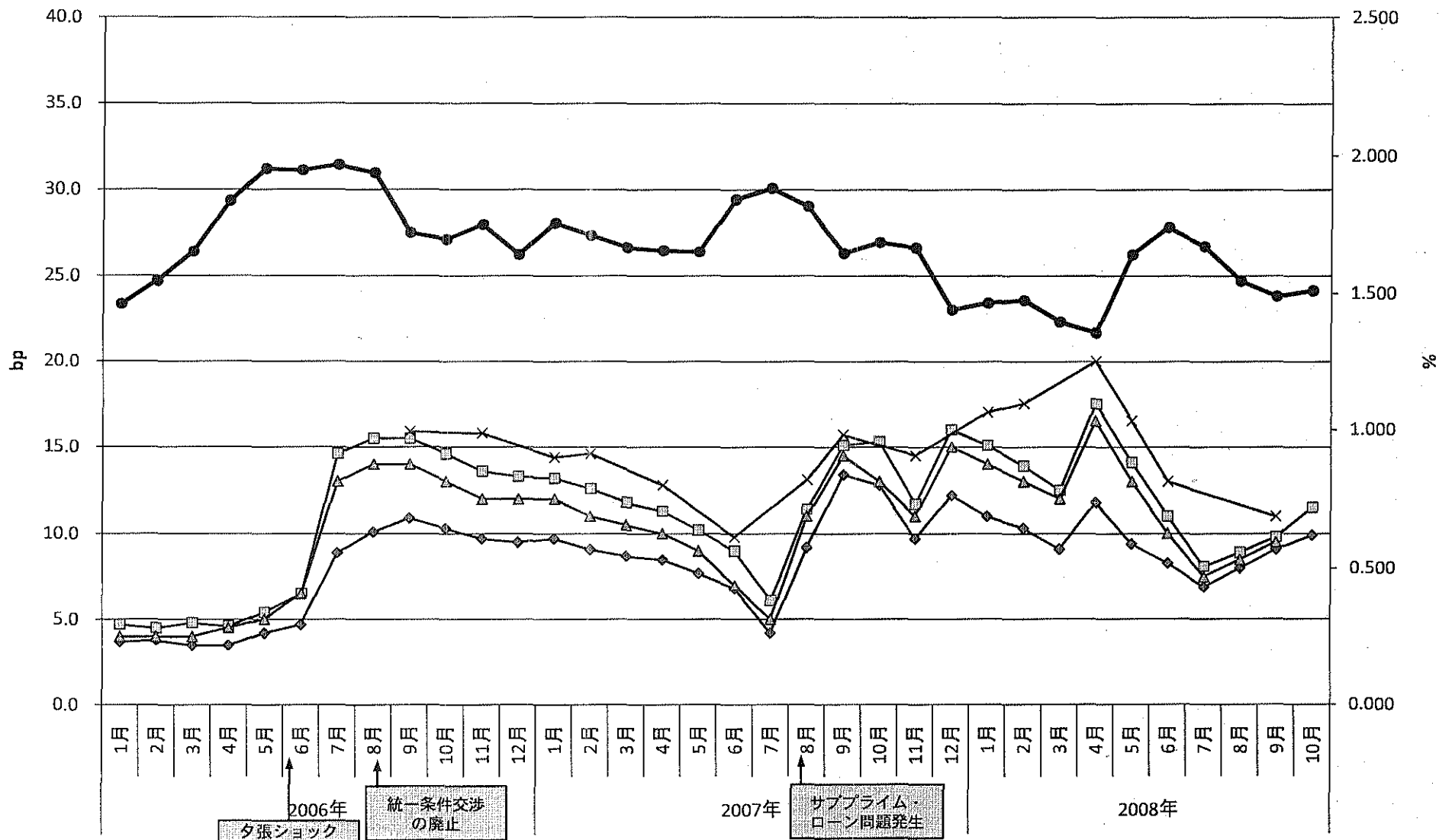
市場公募債の償還年限別発行額推移



※平成20年度は平成20年3月6日時点の額であり、大阪府の個別発行額は、4月～7月の暫定予算。
 ※外債を除く。

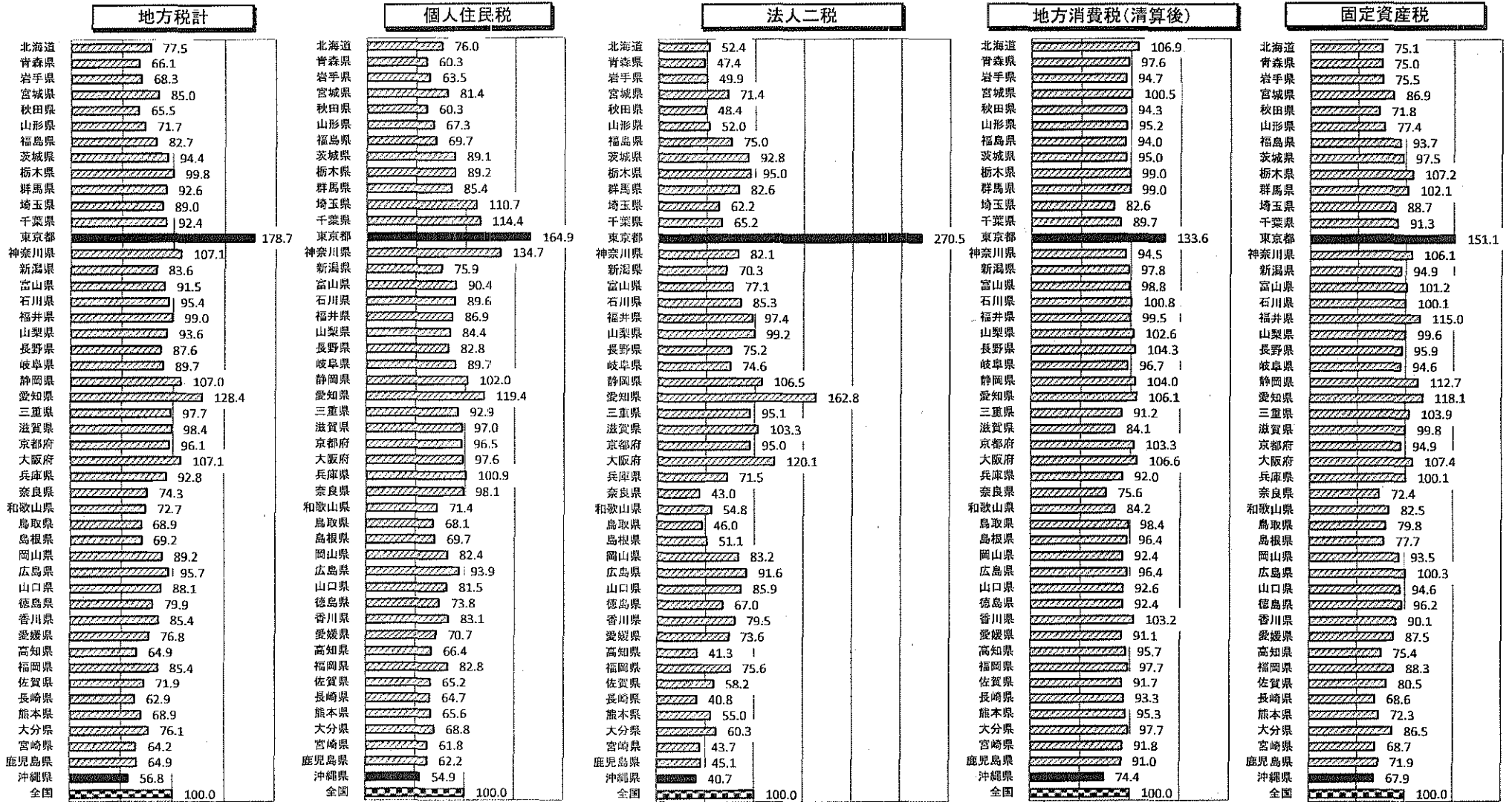
2006年以降の政府保証債・公募地方債等の発行条件推移

◆ 政府保証債 □ 共同発行地方債 ▲ 東京都債 × A県債 ● 国債利回り (右軸)



人口一人当たりの税収額の指数(平成19年度決算見込)

(全国平均を100とした場合)



最大/最小: 3.1倍
39.5兆円

最大/最小: 3.0倍
11.9兆円

最大/最小: 6.6倍
9.2兆円

最大/最小: 1.8倍
2.6兆円

最大/最小: 2.2倍
8.7兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方税収の偏在度(平成19年度決算見込)

法人二税	東京 26.5%	愛知 9.2%	大阪 8.2%	その他 56.1%
------	-------------	------------	------------	--------------

地方消費税	東京 13.1%	大阪 7.3%	愛知 6.0%	その他 73.6%
-------	-------------	------------	------------	--------------

地方税計	東京 17.5%	大阪 7.3%	愛知 7.3%	その他 67.9%
------	-------------	------------	------------	--------------

(参考)

人口

東京 9.8%	大阪 6.8%	愛知 5.7%	その他 77.7%
------------	------------	------------	--------------

県内総生産

東京 17.9%	大阪 7.5%	愛知 6.9%	その他 67.7%
-------------	------------	------------	--------------

- (注) 1. 値は、平成19年度決算額の全国計におけるシェアであり、地方消費税清算後ベースである。
 2. 法人二税・地方消費税・地方税計は市区町村分を含み、超過課税及び法定外税を除いた値である。
 3. 法人二税は法人住民税及び法人事業税の合計である。
 4. 人口は住民基本台帳人口(平成20年3月31日時点)の全国計におけるシェアである。
 5. 県内総生産は平成17年度の値である。

一般会計債及び公営企業債に占める財政融資資金及び公営企業金融公庫資金の状況（当初計画ベース）

【財政融資資金及び公営企業金融公庫資金】

（単位：億円）

	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	計画額	財融公庫	シェア	計画額	財融公庫	シェア	計画額	財融公庫	シェア	計画額	財融公庫	シェア	計画額	財融公庫	シェア
一般会計債	103,743	50,054	48.2%	97,114	30,211	31.1%	87,336	28,915	33.1%	82,947	26,739	32.2%	89,397	24,043	26.9%
公営企業債	52,504	42,602	81.1%	47,268	30,603	64.7%	39,665	26,461	66.7%	35,146	23,747	67.6%	34,044	20,491	60.2%
合計	156,247	92,656	59.3%	144,382	60,814	42.1%	127,001	55,376	43.6%	118,093	50,486	42.8%	123,441	44,534	36.1%

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画額	財融公庫	シェア	計画額	財融公庫	シェア	計画額	財融公庫	シェア	計画額	財融公庫	シェア
一般会計債	83,108	23,474	28.2%	70,699	19,834	28.1%	63,184	18,751	29.7%	60,761	17,765	29.2%
公営企業債	32,170	19,714	61.3%	30,575	18,020	58.9%	27,724	17,659	63.7%	27,783	17,465	62.9%
合計	115,278	43,188	37.5%	101,274	37,854	37.4%	90,908	36,410	40.1%	88,544	35,230	39.8%

注 平成20年度の数値については、公営企業金融公庫資金と地方公営企業等金融機構資金の合算額である。

一般会計債及び公営企業債に占める財政融資資金の状況（当初計画ベース）

【財政融資資金】

（単位：億円）

	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	計画額	財政融資資金	シェア	計画額	財政融資資金	シェア	計画額	財政融資資金	シェア	計画額	財政融資資金	シェア	計画額	財政融資資金	シェア
一般会計債	103,743	44,661	43.0%	97,114	25,050	25.8%	87,336	24,159	27.7%	82,947	22,329	26.9%	89,397	19,956	22.3%
公営企業債	52,504	29,295	55.8%	47,268	16,764	35.5%	39,665	12,917	32.6%	35,146	11,057	31.5%	34,044	9,538	28.0%
合計	156,247	73,956	47.3%	144,382	41,814	29.0%	127,001	37,076	29.2%	118,093	33,386	28.3%	123,441	29,494	23.9%

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画額	財政融資資金	シェア	計画額	財政融資資金	シェア	計画額	財政融資資金	シェア	計画額	財政融資資金	シェア
一般会計債	83,108	19,882	23.9%	70,699	16,781	23.7%	63,184	15,901	25.2%	60,761	14,990	24.7%
公営企業債	32,170	9,976	31.0%	30,575	9,013	29.5%	27,724	9,009	32.5%	27,783	8,910	32.1%
合計	115,278	29,858	25.9%	101,274	25,794	25.5%	90,908	24,910	27.4%	88,544	23,900	27.0%

注 平成12年度の数値については、政府資金の額である。

一般会計債及び公営企業債に占める公営企業金融公庫資金の状況（当初計画ベース）

【公営企業金融公庫資金】

（単位：億円）

	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	計画額	公営公庫 資金	シェア	計画額	公営公庫 資金	シェア	計画額	公営公庫 資金	シェア	計画額	公営公庫 資金	シェア	計画額	公営公庫 資金	シェア
一般会計債	103,743	5,393	5.2%	97,114	5,161	5.3%	87,336	4,756	5.4%	82,947	4,410	5.3%	89,397	4,087	4.6%
公営企業債	52,504	13,307	25.3%	47,268	13,839	29.3%	39,665	13,544	34.1%	35,146	12,690	36.1%	34,044	10,953	32.2%
合計	156,247	18,700	12.0%	144,382	19,000	13.2%	127,001	18,300	14.4%	118,093	17,100	14.5%	123,441	15,040	12.2%

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画額	公営公庫 資金	シェア	計画額	公営公庫 資金	シェア	計画額	公営公庫 資金	シェア	計画額	公営公庫・機構 資金	シェア
一般会計債	83,108	3,592	4.3%	70,699	3,053	4.3%	63,184	2,850	4.5%	60,761	2,775	4.6%
公営企業債	32,170	9,738	30.3%	30,575	9,007	29.5%	27,724	8,650	31.2%	27,783	8,555	30.8%
合計	115,278	13,330	11.6%	101,274	12,060	11.9%	90,908	11,500	12.7%	88,544	11,330	12.8%

注 平成20年度の数値については、公営企業金融公庫資金と地方公営企業等金融機構資金の合算額である。

財政投融資に関する基本問題検討会 最終報告

- 今後の財政投融資の在り方について 最終報告（抄）
（財政投融資に関する基本問題検討会 平成20年6月4日）

Ⅱ. 今後の財政投融資の在り方について

4. 地方公共団体への貸付けの在り方

（2）今後の地方公共団体への貸付けの在り方

地方公共団体への貸付けについては、今後とも、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化の方向性を維持していく必要がある。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく早期健全化措置（アーリー・ウォーニング）等による、地方公共団体の自己規律による財政健全化の進展も踏まえつつ、地方の財政規律の維持・向上を促すため、貸し手として、地方公共団体の財務状況を的確に把握し、事業の採算性等をチェックすることが必要である。

具体的には、今後以下のような取組みを図ることが必要と考えられる。

① 地方公共団体に対する実地監査における監査手法の充実

平成20年度から、これまで中心であった適償性の非違事項の確認については簡素化を図る一方、公営企業について、貸付金の償還確実性の確保を図る観点から、経営状況の実態把握及び評価に努める。また、これらの実態把握等を踏まえ、地方公共団体に対して、公営企業の経営状況を改善するための取組みを含め、償還確実性の確保について報告を求めるなど、監査手法の充実を図る。

② 補償金免除繰上償還の審査と財政健全化計画等のフォローアップ

地方公共団体の厳しい財政事情等を踏まえ、平成19年度から21年度までの臨時特例の措置として、徹底した行政改革・経営改革の実施等を条件に、財政融資資金の地方公共団体への貸付金のうち高金利（5%以上）のもの3.3兆円程度について、補償金を免除した繰上償還を実施する。

平成19年12月には、当該措置を希望する地方公共団体が策定した財政健全化計画等について、承認を行い（団体数1,419団体、財政健全化計画等の件数3,598件、繰上償還申請額3兆997億円、補償金免除見込額5,500億円程度）、平成20年3月には、金利7%以上の財政融資資金の貸付金について、補償金を免除した繰上償還を実施した。（団体数1,345団体、繰上償還額1兆2,852億円、補償金免除相当額2,471億円）。なお、金利6%以上7%未満の貸付金は平成21年3月、金利5%以上6%未満の貸付金は平成22年3月に繰上償還を実施する。

今後、5年間の財政健全化計画等の期間中、毎年度、計画の執行状況についてフォローアップを行うことにより、計画の実行性を担保するとともに、地方公共団体の早期の財政健全化を図る。

③ 地方公共団体の財務状況把握の更なる充実・活用

財務状況の把握については、導入から3年が経過したところであり、今後、その更なる充実を検討した上で、分析の結果に基づき財務状況の厳しい地方公共団体に対する財務改善のためのアドバイスを含め、その財務状況を早期に改善するために活用を図る。

なお、こうした財務状況把握の充実・活用を含め、地方公共団体に対する財政融資の在り方について検討を深めていくため、本年6月、本検討会に「地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム」を設けたところであり、本ワーキングチームにおいて更に議論を行うこととしている。

地方公共団体の10月債の発行状況

団体	当初発行予定額	対国債 スプレッド (bp)	見直し の有無	見直しの内容
北海道	5年債 200億円	58.2		
千葉県	10年債 200億円	12.7		
東京都	20年債 200億円 10年債 300億円		有	20年債 200億円・10年債 300億円の発行を延期。
神奈川県	10年債 200億円	13.0		
山梨県	10年債 100億円	13.0		
岐阜県	10年債 200億円	13.0		
静岡県	10年債 200億円 5年債 100億円	12.7 11.5		
愛知県	5年債 200億円		有	5年債 200億円の発行を延期。
大阪府	10年債 200億円 5年債 200億円		有	5年債 200億円の発行を延期。 ※10年債 200億円は6日に条件決定済のため予定通り発行。
福岡県	10年債 100億円	13.0		
熊本県	10年債 200億円	13.0		
大分県	10年債 100億円	13.0		
鹿児島県	5年債 100億円	13.2		
札幌市	10年債 100億円	19.0		
川崎市	20年債 100億円		有	20年債 100億円の発行を延期。
大阪市	30年債 (額未定) 20年債 (額未定) 5年債 100億円		有	30年債 (額未定)・20年債 (額未定)・5年債 100億円の発行を11月以降に行う。
福岡市	10年債 200億円	13.0		

※ 兵庫県は、前月に発行予定を決定しており、9月時点において10月発行を見送ったところ。

※ 対国債スプレッドは償還月差考慮後のもの。